

医師派遣推進事業補助金交付要綱（沖縄県地域医療介護総合確保基金事業）

平成31年4月1日制定

医師派遣推進事業補助金交付要綱（沖縄県地域医療介護総合確保基金事業）

（趣旨）

第1条 医師派遣推進事業補助金の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（事業対象）

第2条 本事業の事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす医師の派遣を行う医療機関とする。

- (1) 当該医師の派遣が、北部、宮古、八重山及び久米島地域において急性期医療を担う中核病院への医師の派遣、同地域において小児在宅医療を中心的に担う医療機関への医師の派遣又はへき地診療所への医師の派遣のいずれかに該当するものであること。
- (2) 系列病院からの医師の派遣でないこと。
- (3) 沖縄県との契約により、大学医学部での修学又は医師としての研修のための資金の貸与を受けた医師が、当該資金の返還免除要件を満たすために指定医療機関の医師として勤務する場合の医師の派遣でないこと。

（補助対象期間）

第3条 本事業の対象となる医師の派遣期間は、派遣元医療機関ごとに派遣される医師各人につき通算5年間までとする。

（補助基準額）

第4条 本事業における医師1人当たりの補助基準額は、月額100万円に派遣月数を乗じて得た額とする。ただし、派遣した日数が1か月に満たない月については、当該月の補助基準額は日割り計算により得た額とする。

（補助対象経費）

第5条 本事業の対象となる医師1人当たりの経費は、派遣元医療機関における直近の決算数値に基づき別表第1により算出される月額に派遣月数を乗じて得た額とする。ただし、派遣した日数が1か月に満たない月については、当該月の補助基準額は日割り計算により得た額とする。

（交付額の算定方法）

第6条 本事業における補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第4条の補助基準額と第5条の補助対象経費とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

- (3) 前号の規定にかかわらず、指定管理、業務委託契約又は人材派遣契約等、へき地診療所を設置する地方公共団体又は派遣先医療機関（以下「派遣先医療機関等」という。）と派遣元医療機関との特別な関係に基づき医師の派遣が行われている場合の交付額は、派遣先医療機関等から派遣元医療機関に対して何らかの対価が支払われている場合の当該対価の額又は当該診療所の純利益の額が派遣元医療機関の収益として計上されている場合の当該純利益の額（以下「対価等の額」という。）に2分の1を乗じて得た額（千円未満切り捨て）を前号の交付額から控除して得た額とする。この場合の対価等の額の判断は、契約書及び派遣元医療機関における直近の決算書等に基づき個別具体的に行うものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、医師派遣推進事業補助金交付申請書（様式1）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、その提出期限を変更することができる。

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付の決定に際し、知事は次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式2）により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。
- (6) 前号の報告があった場合には、知事は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることができる。

（変更の承認）

第9条 補助事業者は、前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、医師派遣推進事業補助金変更承認申請書（様式3）に別に定める書類を添えて、又は医師派遣推進事業中止（廃止）承認申請書（様式4）に中

止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出するものとし、この提出は毎年度2月末日を最終期限とする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の事前着手)

第11条 補助事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

前記ただし書きに該当する場合は、交付決定前着手届(様式5)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 知事は、補助事業の適正な遂行を図るために必要と認める場合は、補助事業者に対し、医師派遣推進事業遂行状況報告書(様式6)の提出を求めることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日又は補助事業を行う会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、医師派遣推進事業補助金事業実績報告書(様式7)を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(事業対象の経過措置)

2 第2条の規定にかかわらず、同条第2号及び第3号の要件を満たし、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する医師の派遣については、平成34年度までの間、本事業の対象とする。

(1) 北部、宮古、八重山及び久米島地域における第2条第1号で定める医療機関以外の医療機関への医師の派遣

(2) 県立中部病院及び県立南部医療センター・こども医療センターにおける総合周産期母子医療センター機能を維持する上で必要な新生児科、産婦人科、眼科等への医師の派遣並びに北部、宮古、八重山及び久米島地域の医療機関に小児科医を派遣することを目的とする両病院の小児科の専門研修を維持する上で必要な小児科への指導医及び専門医の派遣

(補助対象期間の経過措置)

3 本要綱の施行日より前に医師の派遣が行われている場合の第3条の派遣期間の起算日については、本要綱の施行日とする。

(補助基準額の経過措置)

- 4 第4条の規定にかかわらず、平成35年度までの間の各年度の補助基準額は、下表の年度ごとの基準額に派遣医師ごとの派遣月数を乗じて得た額の合計額とする。ただし、派遣した日数が1か月に満たない月については、当該月の補助基準額は日割り計算により得た額とする。

年度	基準額
平成31年度	125万円
平成32年度	120万円
平成33年度	115万円
平成34年度	110万円
平成35年度	105万円

(交付額の算定方法の経過措置)

- 5 附則第2項第1号に規定する医師の派遣に係る補助金の交付額については、第6条により算出された額に下表の年度ごとの率を乗じて得た額とする。

年度	率
平成31年度	8/10
平成32年度	6/10
平成33年度	4/10
平成34年度	2/10

(令和3年度における補助対象経費算定の特例)

- 6 令和3年度における補助対象経費算定に限り、第5条中「直近の決算数値」とあるのは「平成29年、平成30年及び平成31（令和元）年の3年間の決算数値の平均」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月7日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

対象経費

(入院診療収益＋外来診療収益－(人件費(医療職)＋材料費＋その他の経費))／医師数(常勤＋非常勤)×1／12
人件費：医師給与、職員給与、雑給、賞与、退職金、法定福利費、通勤費賞与繰入額、退職給与引当金繰入額。
その他の経費：福利厚生費、旅費交通費、通信費、消耗品費、消耗器具備品費。